

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社島津製作所		コード	7701
提出日	2022/5/19	異動（予定）日	2022/6/28	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	和田 浩子	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
2	花井 陳雄	社外取締役	○										△					有
3	中西 義之	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
4	濱田 奈巳	社外取締役	○													○	新任	有
5	西尾 方宏	社外監査役	○													○		有
6	西本 強	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		和田浩子氏は、多国籍企業の役員や日本法人トップなどグローバルビジネスの豊富な経験と、マーケティング、人材育成およびダイバーシティに関する幅広い知見から、取締役会の意思決定と監督機能の強化に資する積極的な発言や提言をいただいています。また、指名・報酬委員会の議長として、役員の選解任および報酬の透明性と公正性の向上を図る議論に参画いただいています。今後も当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献する役割を期待し、選任しております。 なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社が定めている「社外役員の独立性基準」（下記4. にて記載）を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
2	花井陳雄氏が2020年3月まで取締役を務めていた協和キリン株式会社との間に製品の販売による取引関係がありますが、直近事業年度における双方の連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.1%未満であり、下記4. にて記載している当社が定めている「社外役員の独立性基準」（連結売上高の2%未満）を満たしております。	花井陳雄氏は、日本を代表する製薬企業のトップとしての豊富な経営経験と、国内外の医薬品業界ならびに研究開発に関するグローバルな知見から、取締役会の意思決定と監督機能の強化に資する積極的な発言や提言をいただいています。また、指名・報酬委員会の委員として、役員の選解任および報酬の透明性と公正性の向上を図る議論に参画いただいています。今後も主要市場に関する見識を踏まえた、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献する役割を期待し、選任しております。 なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社が定めている「社外役員の独立性基準」（下記4. にて記載）を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
3	中西義之氏が2021年3月まで取締役を務めていたDIC株式会社との間に製品の販売による取引関係がありますが、直近事業年度における双方の連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.1%未満であり、下記4. にて記載している当社が定めている「社外役員の独立性基準」（連結売上高の2%未満）を満たしております。	中西義之氏は、世界的な化学品企業トップとしての豊富な経営経験と、国内外の化学品業界ならびに経営戦略、製造、営業等に関するグローバルな知見から、取締役会の意思決定と監督機能の強化に資する積極的な発言や提言をいただいています。また、指名・報酬委員会の委員として、役員の選解任および報酬の透明性と公正性の向上を図る議論に参画いただいています。今後も主要市場に関する見識を踏まえた、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献する役割を期待し、選任しております。 なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社が定めている「社外役員の独立性基準」（下記4. にて記載）を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
4		濱田奈巳氏は、ファイナンスに関するコンサルティング会社を経営するなど財務および経理に関する豊富な知見・外資系証券会社の日本法人の会社経営者など、グローバルな視点に立った豊富な経験および人材育成に関する知見をお持ちです。当社グループの経営に対して、財務・会計などの豊富な知見に基づく有益なご助言と、業務執行に対する適切な監督の役割を期待し、選任しております。 なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社が定めている「社外役員の独立性基準」（下記4. にて記載）を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
5		西尾方宏氏は、長年とわたり公認会計士として上場企業の会計監査に専事され、会計において豊かな経験と見識を有しておられます。また他社の社外監査役としても活躍しておられ、それらの経験をもとに当社取締役会で積極的な意見を述べられ、監査役としての役割・責務を果たしていただいているため、選任しております。 なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社が定めている「社外役員の独立性基準」（下記4. にて記載）を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
6		西本強氏は、弁護士として企業法務全般で数多くの実績を積み重ねておられますが、その中でもグローバルに展開する当社グループの監査に有効な、海外法務、企業買収、システム開発、危機管理等の分野で高い専門的知見と豊かな経験を有しておられます。それらの経験と実績を踏まえ、当社の監査役として適任と判断し、選任しております。 なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社が定めている「社外役員の独立性基準」（下記4. にて記載）を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

社外役員の独立性基準
次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役および社外監査役（候補者を含む）は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断しています。
（1）当社を主要な取引先とする者（直近事業年度においてその者の年間連結総売上高2%以上の額の支払いを、当社から受けた者とする。） またはその業務執行者
（2）当社の主要な取引先（直近事業年度において当社の年間連結総売上高2%以上の額の支払いを当社に行った者とする。）またはその業務執行者
（3）当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている（直近事業年度において役員報酬以外に1,000万円の額以上の金銭または財産を当社から得ていることを言う。）コンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者を言う。）
（4）最近1年間において、（1）から（3）までのいずれかに該当していた者
（5）次の1. から3. までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の二親等内の親族
1. （1）から（4）までに掲げる者
2. 当社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）
3. 最近1年間において、2. または当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。